

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(施設の設置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>放射線室長</u> 2人</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営小委員会)</p> <p>第10条 第5条第1項に定める施設に運営小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、<u>第5条第3項に定める所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施運営における調整及び総括を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項に定める小委員会のほか、委員会が必要と認める場合は、小委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>4 小委員会の委員構成、任期及び所掌事項は、運営委員会が別に定める。</u></p> <p>(専決)</p> <p>第11条 委員会は、<u>前条の小委員会</u>で審議された事項について、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。</p> <p><u>2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、前条第4項に定める所掌事項とする。</u></p>	<p>(施設の設置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 施設長は、センター長の意見を参考にして、学長が命ずる。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>放射線研究室長</u> 2人</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営小委員会)</p> <p>第10条 第5条第1項に定める施設に運営小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、<u>別に定める所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施運営における調整及び総括を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3 小委員会の委員構成、任期及び所掌事項は、別に定める。</u></p> <p>(専決)</p> <p>第11条 委員会は、小委員会で審議された<u>前条第3項に定める所掌事項</u>について、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。</p> <p>(削る)</p>	

<p>3 <u>第1項</u>の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員会の委員長に報告するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事務) 第12条 センターの業務を遂行するため、研究国際部研究支援課は、第5条に定める施設及び第7条、第10条に定める委員会の事務を担当し処理する。</p> <p>(協力事務) 第13条 (略)</p> <p>(雑則) 第14条 (略)</p>	<p>2 <u>前項</u>の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員会の委員長に報告するものとする。</p> <p>(専門委員会) 第12条 委員会は、必要と認める場合は、専門委員会を置くことができる。</p> <p>2 <u>専門委員会の委員構成、任期及び所掌事項は、別に定める。</u></p> <p>(遺伝子実験施設における放射線の安全管理) 第13条 <u>第5条第1項第1号に定める遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)</u>に、放射線の安全管理のため、放射線安全管理委員会を置く。</p> <p>2 <u>実験施設に、放射線障害の防止のため、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)</u>及び放射線取扱主任者代理(以下「主任者代理」という。)を置く。</p> <p>3 <u>主任者及び主任者代理は、センター長の意見を聴いて、学長が命ずる。</u></p> <p>4 <u>その他実験施設における放射線の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(事務) 第14条 センターの業務を遂行するため、研究国際部研究支援課は、第5条第1項に定める施設、第7条、第10条、<u>第12条及び第13条第1項に定める委員会の事務を担当し処理する。</u></p> <p>(協力事務) 第15条 (略)</p> <p>(雑則) 第16条 (略)</p>	
---	--	--

附 則(25術規則第1号)

- 1 この規則は、平成25年2月6日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は平成24年11月7日から、第5条第3項の改正規定は平成25年4月1日から適用する。
- 2 第13条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの主任者及び主任者代理は、遺伝子実験施設放射線研究室の主任者及び主任者代理として命じられた者をもって充てる。